

(株)コムスの事業移行等について①

1. 譲渡について

(譲渡方式)

譲渡方式には、①株式譲渡、②事業譲渡、③会社分割があるが、(株)コムスによると、利用者の不安を払拭する観点等から、譲渡完了までの手続きをできるだけ迅速に済ませる必要があり、③の会社分割を基本としたい意向である。

※ 会社分割方式は、サービス契約・賃貸借契約や雇用契約などの一切の契約が包括承継され、かつ、法人格が変わることから介護保険法の欠格事由も解消されることとなる。

- ・ 株式譲渡方式は、諸契約も包括承継されるものの、株主が変わるだけで法人格は変わらないことから介護保険法の欠格事由は解消されない。
- ・ 事業譲渡方式は、介護保険法の欠格事由は解消されるものの、諸契約を一つ一つ名義変更する必要があることから迅速性に欠ける。

(会社分割の単位)

居住系サービスについては、有料老人ホーム2法人(コムスンホーム、コムスのきらめき)及びグループホーム1法人の計3法人に分割し、法人を譲渡したところ。また、在宅系サービスについては、都道府県ごとに47法人に分割し、譲渡される予定。

(介護保険法上の指定等)

会社分割で譲渡する場合、譲渡先法人はコムスの設立した子会社の株式を購入し、子会社化することとなる。その後、介護保険法上の指定等の期日に合わせて、コムスの介護事業を譲渡先法人の子会社に移すこととなる。

(非営利法人の場合)

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人が譲渡先法人となっている場合、当該法人が株式会社を子会社として保有することは困難なため、その場合の譲渡方式についてコムスンと譲渡先法人において、適切な方法を検討することとなる。

(併設施設の取扱い)

居住系サービス(有料老人ホーム、グループホーム)に併設されている在宅系サービスの事業所は、訪問介護事業所、訪問看護事業所など基本的に在宅系サービスの譲渡先法人に承継されるが、小規模多機能型居宅介護及び通所サービスは居住系サービス事業所と併せてニチイ学館に譲渡される方針と聞いている。

2. 事業移行日について

(指定日と事業移行日)

一般的に、事業移行日と介護保険法上の指定日が同日とならない場合、指定がなされるまでの間、介護保険給付がなされないこととなる。居住系サービス3法人及び在宅系サービス47法人ごとに、介護保険法上の指定日と事業移行日を可能な限り揃えたいと考えている。

このため、介護保険給付がなされないケースが生じないように、コムスン及び譲渡先法人を指導していただきたい。

※1 居住系サービスについては、コムスンほほえみ、コムスンホーム、コムスンきらめきの3法人に分割されニチイ学館に承継されるため、各法人の中で指定日を揃えたいが、それぞれ事業内容が異なり、更なる自治体間の調整も必要となるため、必ずしも3法人で統一の指定日にする必要はない。

※2 在宅系サービスについては、47法人に分割され、譲渡先法人に承継されるため、都道府県内で指定日を揃える必要があるが、47法人で統一の指定日にする必要はない。

(事業移行日の調整)

今後、コムスンが都道府県、グループホームが所在する市区町村及びグループホームがなく小規模多機能または夜間対応を実施している市区町村*を訪れ、指定申請書提出後どの程度の期間で指定等ができるのかを伺うと聞いている。

居住系サービスの事業移行日については、都道府県をまたがることから、可能な限り厚生労働省で調整をしたいと考えている。

在宅系サービスの事業移行日については、都道府県において管内の事業移行日(地域密着型サービスを含む)を取りまとめでいただきたい。

※ 山形県新庄市、東京都杉並区、港区、長野県中野市、愛知県春日井市、愛西市、鳥取県鳥取市、愛媛県西条市、福岡県飯塚市、熊本県熊本市、大分県大分市、佐伯市が該当。なお、これらの市町村については、会議に参加していないため、都道府県からご連絡いただくとともに、ご相談にのっていただきたい。

(居住系サービスの調整方法)

居住系サービス3法人の事業移行日については、各都道府県で、管内の居住系サービス3法人ごとの事業移行予定日(併設されている地域密着型サービスを含む)をとりまとめ、厚生労働省に報告(9月中)する。

その後、厚生労働省において各都道府県と調整の上、3法人ごとの事業移行日を各都道府県にお知らせしたいと考えている。

(在宅系サービスの調整方法)

在宅系サービス47法人の事業移行日については、各都道府県において、居住系サービス事業所に併設されていない小規模多機能型居宅介護事業所や夜間対応型訪問介護事業所など市区町村が指定権者である地域密着型サービスも含め、事業移行予定日をとりまとめ、コムスン及び譲渡先法人と協議した上で決めていただきたい。なお、その後、厚生労働省に報告していただきたい。

(コムスン等への指示)

自治体毎に指定等のスケジュール及び必要な手続き等が異なると考えられるため、コムスン及び譲渡先法人に必要な手続きを早期に伝え、迅速な事業移行にご協力をお願いしたい。

また、自治体ごとに、書類の締め切り日や指定日が異なるなど、都道府県の事業移行日のとりまとめには、それぞれの事務手順があると思うが、利用者の不安を一日も早く払拭するため、特段のご配慮をお願いしたい。

3. 事業移行手続きについて

(介護保険法・老人福祉法等の手続き)

コムスンの事業を移行する場合には、譲渡先法人の事業所としての介護保険法上の指定、老人福祉法上の届出、コムスン事業所としての廃止届け等の手続きが必要となる。

(お願いしたいこと)

これらの指定等の手続きについては、利用者の不安を払拭する観点から、厚生労働省としても、可能な限り迅速に行っていただきたいと考えており、柔軟な対応をしていただくなど特段のご配慮をいただきたい。

在宅系サービス及び有料老人ホームの手続きの流れと留意点は以下のとおり。

居宅サービスの手続きの流れと留意点

居宅サービスの移行手続としては、①老人福祉法、②介護保険法の手続がある。

今回の移行手続の場合、老人福祉法上の届出・廃止、介護保険法上の指定・廃止手続を並行して行い、譲渡先法人による居宅サービスの事業開始日と介護保険法上の指定日が同日となるようにする必要がある。

なお、平成20年4月に向けた都道府県の指定更新の事務量が膨大となっているが、円滑な事業譲渡のため以下の点に留意しつつ、適切に対応していただきたい。

I 老人福祉法（老人居宅生活支援事業の開始・廃止）の手続

1. 廃止の手続（コムスン）

(1) 廃止届の受理

老人居宅生活支援事業を廃止するときは、あらかじめ廃止の届出を行うことになっている（老人福祉法第14条第3項）。

【留意点】

本来、事前届出が原則となっているが、今回のケースの場合、同じ事業所で老人居宅生活支援事業が別事業者によって行われることから、重複を避ける意味でも、「2.」の開始届の事業開始予定日のタイミングと調整し、当該事業開始日に廃止届を受理することが望ましい（廃止届の廃止年月日は、譲渡先法人の事業開始日の前日とする。以下の廃止届の手続きも同様）。

2. 設置の手続（譲渡先法人の子会社X）

(1) 開始届の受理

老人居宅生活支援事業を開始しようとする者は、あらかじめ、届出を行うこととなっている（老人福祉法第14条）。

【留意点】

老人居宅生活支援事業に従事する職員等は、会社分割の効力が発生する日（会社分割期日＝事業開始日）の前日まではコムスンの職員として勤務していることから、これらコムスンの職員の雇用が承継されることを前提とする必要がある。

II 介護保険法（居宅サービス事業者の指定・廃止）の手続

○ 前提

【留意点】

- ・ 指定事務の具体的な進め方については、事務処理期間を勘案の上、コムスンの担当者や譲渡先法人の担当者と十分に協議していただきたい。
- ・ 事業所の再配置があり得ることにご留意願いたい。

1. 廃止の手続（コムスン）

指定居宅サービス事業を廃止したときは、廃止の日から10日以内に廃止の届出を行うこととされている（介護保険法第75条、第115条の5）。

【留意点】

本来、事後届出が原則となっているが、通常の事業譲渡等の事務処理の場合と同様に、指定による事業開始日のタイミング及び事業者番号付与等を調整し、当該事業開始日に廃止届を受理することが望ましい。

2. 指定の手続（譲渡先法人の子会社X）

居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、あらかじめ、申請を行うこととされている（介護保険法第70条第1項、第115条の2第1項）。

【留意点】

- ・ 介護職員等の職員は、会社分割の効力が発生する日（会社分割期日＝事業開始日）の前日まではコムスの職員として勤務していることから、これらコムスの職員の雇用が承継されることを前提とする必要がある。
- ・ 事業譲渡される居宅サービス事業所の中には、地域密着型サービスと併設するケースもあるため、管内の市町村と連携しつつ対応していただきたい。

有料老人ホーム（特定施設）の手続きの流れと留意点

介護付き有料老人ホームの移行手続としては、①老人福祉法、②介護保険法の手続がある。

今回の移行手続の場合、有料老人ホームの設置・廃止、特定施設入居者生活介護の指定・廃止手続を並行して行い、新法人による有料老人ホームの事業開始日と特定施設入居者生活介護の事業開始日が同日となるようにする必要がある。

I 老人福祉法（有料老人ホーム設置・廃止）の手続

1. 廃止の手続（コムスン）

(1) 廃止届の受理

有料老人ホームの事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に廃止の届出を行うことになっている（老人福祉法第29条第2項）。

【留意点】

本来、事後届出が原則となっているが、今回のケースの場合、同じ場所・建物で有料老人ホーム事業が別事業者によって行われることから、重複を避ける意味でも、「2.」の設置届の事業開始予定日のタイミングと調整し、当該事業開始日に廃止届を受理することが望ましい。

2. 設置の手續（譲渡先法人の子会社 X）

(1) 設置届の受理

有料老人ホームを設置しようとする者は、あらかじめ、届出を行うこととなっている（老人福祉法第 29 条第 1 項）。

【留意点】

- ・ ホームの職員等は、会社分割の効力が発生する日（会社分割期日＝事業開始日）の前日まではコムスンの職員として勤務していることから、これらコムスンの職員の雇用が承継されることを前提とする必要がある。
- ・ 今回のケースの場合、コムスンと人格が異なる法人による新規設置の扱いとなることから、当該ホームは一時金の保全措置（老人福祉法第 29 条第 5 項）の対象となる。このため、保全措置が講じられているかどうかを確認※する必要がある。

※ 信託会社等との間における信託契約書（又はその(案)）の写しの確認、等

II 介護保険法（特定施設入居者生活介護事業者の指定・廃止）の手續

1. 廃止の手續（コムスン）

(1) 廃止届の受理

指定居宅サービス事業を廃止したときは、廃止の日から 10 日以内に廃止の届出を行うことになっている（介護保険法第 75 条、第 115 条の 5）。

【留意点】

本来、事後届出が原則となっているが、今回のケースの場合、同じ場所・建物で特定施設入居者生活介護の事業が別事業者によって行われることから、重複を避ける意味でも、「2.」の指定による事業開始日のタイミングと調整し、当該事業開始日に廃止届を受理することが望ましい。

2. 指定の手續（譲渡先法人の子会社 X）

(1) 指定

特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

を受けようとする者は、あらかじめ、申請を行うこととなっている（介護保険法第70条第1項、第115条の2第1項）。

【留意点】

介護職員等の職員は、会社分割の効力が発生する日（会社分割期日＝事業開始日）の前日まではコムスの職員として勤務していることから、これらコムスの職員の雇用が承継されることを前提とする必要がある。

(2) 関係市町村長の意見聴取

都道府県知事は、指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、推定利用者数等の事項を通知し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めることになっている（介護保険法第70条第5項）。

【留意点】

この手続は法律に基づくものであり省略できないが、今回のケースは従前の事業を移行するものであり、現入居者へのサービスを継続する必要があること、また、推定利用者数の市町村介護保険事業計画への影響はないものと見込まれることから、速やかに手続が行われることが望ましい。

(訪問看護事業の取扱い)

訪問看護事業については、介護保険法の指定を受ければ、健保法の指定訪問看護事業者と見なされることとなり、別途届出等の手続きが必要になることはない。

(生活保護法上の手続き)

従前において、生活保護法に基づく指定介護機関に指定されている場合は、事業の継承の際、改めて指定を受ける必要があるので、生活保護担当部局とも連携を図り、遺漏のないようご留意いただきたい。

4. その他

(介護タクシー事業及び福祉有償運送)

介護タクシー事業等を行うには、事業者が地方運輸局長に申請して、道路運送法第4条又は第43条の許可を受ける必要がある。また、訪問介護事業所の訪問介護員等（登録ヘルパー）が自家用自動車で運送を行う場合には、従来通り、同法第78条第3号の許可を受ける必要がある。社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人が同法第78条において規定する者として福祉有償運送を行う場合には、市町村又は都道府県が設置する運営協議会に諮り、合意を得た上で、各運輸支局長に申請して同法第79条の登録を受ける必要がある。

このため、譲渡先法人の訪問介護事業所の指定申請がなされた際には、上記の点を注意喚起していただきたい。なお、それぞれの許可や登録によって要件や標準処理期間が異なること及び地方運輸局等において、第4条の許可申請中や許可後において、講習や法令試験を行う場合もあるため、詳しくは、各運輸支局に確認願いたい。

また、各都道府県及び市区町村の運輸関係部局と連携を図って対応していただきたい。

(地域支援事業)

地域支援事業は、市町村が実施しているため、介護保険法等の事務手続きは必要ない。会社分割を行う場合、コムスンが市町村の委託を受けて行っている地域支援事業は、譲受先法人に引き継がれることとなるので、調整が必要な場合は、コムスン及び譲渡先法人と相談願いたい。